

会社法が可決・成立、18年中には施行へ



附帯決議で会計参与の周知、LLCの課税措置の検討を決議

会社にかかる新しい法律「会社法」が6月29日の参議院本会議で可決・成立しました。これにより「会社法」は平成18年中に施行されることとなりました。

商法改正の集大成

この新しい会社法制は商法の抜本改正に伴うもので、現行の法律で会社に関して規定しています

- ・商法の第2編（株式会社に関する規定）
- ・商法特例法（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律）
- ・有限会社法

について、見直し・統合を図ったもの。会社制度の新しい法律として一本化しひらがなの口語体表記（現在の商法はカタカナ文語体表記）となっています。

16項目の附帯決議

本会議の前日に行われました参議院の法務委員会では、会社法の審議・可決に際し、附帯決議が行われました。附帯決議とは、議決された法律案や予算案に付され施行に係る意見や希望等を表明する決議で、今回の会社法では16項目が決議されています。

会社法実務Q & A

Q．当社は有限会社ですが、株式会社への組織変更を検討しています。現行法では、有限会社が株式会社へ組織変更する場合には、有限会社の解散・株式会社の設立登記手続が必要との事ですが、新会社法での特例有限会社から株式会社への移行の登記申請手続は商号変更だけでよいのでしょうか？

A．特例有限会社は、整備法2条1項により、新会社法の株式会社として存続することとなるため、特例有限会社から株式会社への移行は、法律的には、「商号中に株式会社という文字を用いる商号の変更」をすることにより通常の株式会社へ移行することになります。

この商号変更による通常の株式会社への移行を行うには、登記が効力要件となっていますので、定款変更決議をしたうえで登記申請手続をする必要があります。

しかし、実際の登記手続は特例有限会社の解散・株式会社の設立登記手続が

必要です。株主総会において定款変更（商号変更）決議をしたときから、本店所在地では2週間以内、支店所在地では3週間以内に登記をしなければなりません。

Q．特例有限会社のメリットは何ですか？

A．一般的には、 役員の任期が無期限で、 決算公告も不要という点になります。

特例有限会社では、役員の交代がない限り、役員の登記変更は不要です。しかし、株式会社の場合は、閉鎖会社でも役員の任期は最長10年です。よって、最低10年間に1回は役員登記が必要となります。役員変更登記1回あたりのコストは、登録免許税30,000円（資本金が1億円以下の会社については10,000円）が必要です。

また、特例有限会社は決算公告が不要ですが、株式会社は定時株主総会后遅滞なく決算公告をしなければなりません。決算公告のコストは以下の通りです。

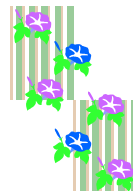
1) 官報の1回あたりの掲載料

中小企業で50,000円～90,000円程度（概算）

大会社で110,000円～350,000円程度（概算）

2) 電子公告

電子公告での公告期間は、決算公告の場合は定時株主総会の終結の日後5年間です。電子公告のコストは、1年間の掲載料31,500円・5年間の掲載料126,000円（実質1年分は無料という計算）という例があります。



Q．特例有限会社と株式会社で税務上の規定は異なりますか？

A．新会社法の施行は2006年4月ですので、税務の対応は2006年の税制改正によることとなります。

現行制度下では、資本金を基準とした優遇措置は規定されていますが、有限会社・株式会社での取扱いの違いはありません。

